

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 在モナコ及び在モンテネグロの各日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）

二 在セルビア・モンテネグロ日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在セルビア日本国大使館及びセルビアに変更する等の規定の整備を行う。（別表第一及び別表第二関係）

三 在ニューオリンズ日本国総領事館を廃止する。（別表第一関係）

四 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）

五 外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。（別表第三関係）